

新設小学校学校名・通学区域 最終案までの検討経過

学校名の基本的な考え方

- 建築場所の地名を基に考える。
- 周辺の歴史的な背景等を考慮する。

※市内に学校名が既に存在・類似するもの、他地域と誤解されやすいものは除く。

学校名の検討①

平成28年10月

他都市の事例を参考に、地域の皆様から「学校名案」について公募。

平成28年11月21日～12月27日の期間に、中原区内在住・在勤・在学の方を対象に応募し、22件の応募をいただきました。

「複数応募の学校名案」

⇒小杉小学校、こすぎ小学校、杉の子小学校

学校名の検討②

平成29年3月

応募案の中から、「小杉小学校」と「こすぎ小学校」の2つの案にまとめました。

■複数応募があった学校名案

■その他の学校名案でも、「小杉〇〇小学校」、「こすぎ〇〇小学校」という形で、「小杉」「こすぎ」を提案いただいた。等

学校名の検討③

平成29年5月～7月

「小杉小学校」と「こすぎ小学校」の2つの案について、児童・保護者の皆様からの御意見をいただいております。

- 対象小学校等保護者説明会での意見聴取
- 対象小学校児童からの意見聴取

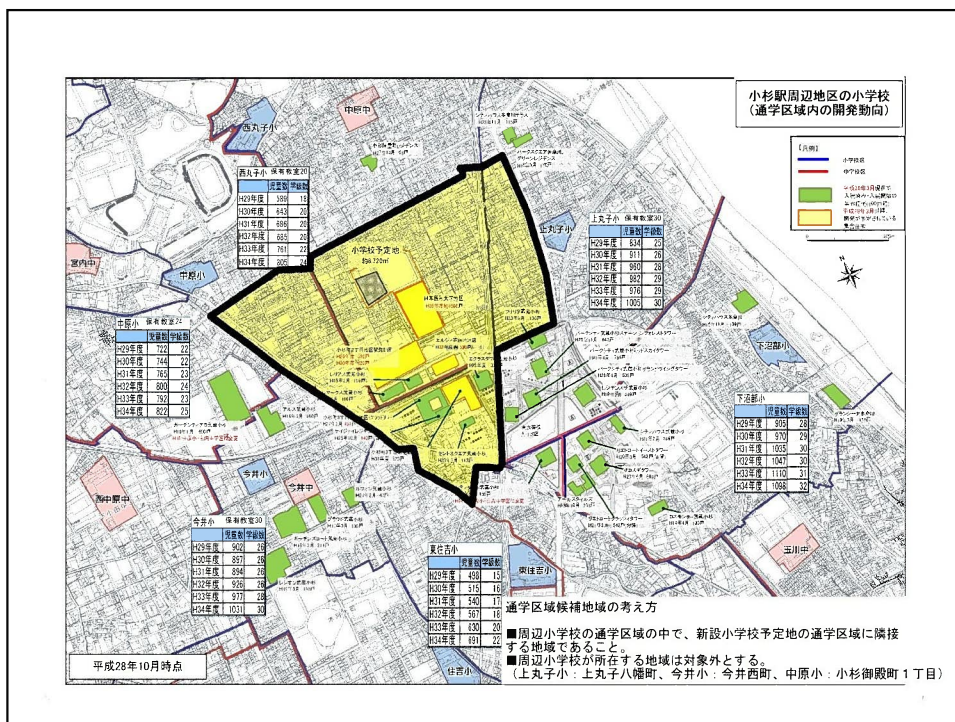
通学区域とは？

- 学校教育法施行令第5条
- 「市町村の教育委員会は、就学予定者の保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。」
- 「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」

通学区域の設定基準

- ① 新設校通学区域の設定による周辺学校の適正規模化
- ② 通学時間及び通学距離
- ③ 鉄道、河川、幹線道路等通学路の安全性
- ④ 町内会、自治会、子ども会等の地域活動との関わり(地域コミュニティ)
- ⑤ 周辺地域の開発状況等

を踏まえ、地域(丁目)単位で設定するのが基本的な考え方。



候補案の検討①

平成28年10月

地域単位を基本とした考え方に基づき、当初候補案(A～D案)を「通学区域等検討会議」に提案し、会議の中で「大規模集合住宅のみを対象とした候補案も検討すべき」等の御意見をいただいた。

候補案の検討②

平成29年1月

大規模集合住宅のみを対象とした案も含めた追加候補案(E～H案)を「通学区域等検討会議」に提案し、当初候補案との比較検討等を行いながら、御意見をいただいた。

候補案の検討③

平成29年3月

8つの候補案から、対象小学校(西丸子小・上丸子小・今井小・中原小)の児童増加対策における課題解決の方向性をまとめ、上丸子小と中原小については、現行の学校規模での対応が可能な見通しとなりましたので、通学区域を現行のままとしました。

また、

- 「今井小の将来的な過大規模化の解消」
 - 「西丸子小の適正規模化の維持」
 - 「新設小学校の計画規模にも考慮した通学区域の設定」
- 等を重視し、D案(小杉町2～3丁目全域)とG案の一部修正案(小杉町2丁目と小杉町3丁目の一部)の2つの案にまとめた素案をまとめました。

候補案の検討④

平成29年5月

素案を基に、対象小学校保護者説明会等を開催し、いただいた御意見を踏まえた検討を行い、地域のまとまりを重視したD案を最終案として「通学区域等検討会議」に提案し、御意見をいただいた。

※既存中学校の通学区域も併せて検討した結果、現行とおりとします。

